

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">1 (31) 建 築 基 準 法 (建築住宅課)</p>	<p>用途地域 (都市計画法8)</p>		<p style="text-align: center;">禁 止</p>	<p>(用途地域等の建築制限)</p> <p>1 第1種低層住居専用地域 建築できるもの 住宅、学校（大学等を除く。）、神社、老人ホーム、公衆浴場等</p> <p>2 第2種低層住居専用地域 建築できるもの 第1種低層住居専用地域に建築できる建築物のほか、150㎡以内の一定の店舗・飲食店等</p> <p>3 第1種中高層住居専用地域 建築できるもの 第1種低層住居専用地域に建築できる建築物のほか、大学等、病院、500㎡以内の一定の店舗・飲食店等</p> <p>4 第2種中高層住居専用地域 建築してはならないもの 第1種住居地域に建築してはならない建築物のほか、ボーリング場、ホテル、自動車教習所、工場等</p> <p>5 第1種住居地域 建築してはならないもの 第2種住居地域に建築してはならない建築物のほか、マージャン屋、カラオケボックス等</p> <p>6 第2種住居地域 建築してはならないもの 準住居地域に建築してはならない建築物のほか、劇場、50㎡を超える工場等</p> <p>7 準住居地域 建築してはならないもの 近隣商業地域で禁止される建築物のほか、150㎡を超える自動車修理工場、客席200㎡以上の劇場、10000㎡を超える店舗等</p> <p>8 田園住居地域 建築できるもの 第2種低層住居専用地域に建築できる建築物のほか、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵を行う工場、農業用倉庫並びに2階以下の農産物直売所及び農家レストラン等</p> <p>9 近隣商業地域 建築してはならないもの 商業地域内で禁止される建築物、料理店、個室付浴場業に係る公衆浴場等</p>	<p>法48</p>	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (31) 建築基準法 (建築住宅課)	用途地域 (都市計画法8)		禁 止	<p>10 商業地域 建築してはならないもの 準工業地域内で禁止される工場、原動機を使用する工場 で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの等</p> <p>11 準工業地域 建築してはならないもの 火災、爆発の危険のある工場、衛生上有害なガスなど が出る工場、騒音、振動のはげしい工場、個室付浴場業 に係る公衆浴場等</p> <p>12 工業地域 建築してはならないもの ホテル、旅館、料理店、キャバレー、劇場、映画館、 学校、病院、個室付浴場業に係る公衆浴場等</p> <p>13 工業専用地域 建築してはならないもの 工業地域内で禁止される建築物、住宅、老人ホーム、 物品販売店舗、図書館、ボーリング場、ぱちんこ屋等</p> <p>14 用途地域（1～13 地域）の指定のない区域（市街化調 整区域を除く） 建築してはならないもの 劇場、ナイトクラブ又は1万㎡を超える店舗等</p> <p>(卸売市場等の建築制限) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 等の建築物で都市計画施設でないものは、建築できな い。ただし、上記のものでも、その用途に応じて県都市 計画審議会又は市町村都市計画審議会の議を経て、特定 行政庁が特に認めて許可した場合は建築できる。 また、業種、規模により建築可能な場合がある。</p>	法51	
1 (32) 長野県建築基準法 （建築住宅課）	災害危険区域 (条2)		禁 止	(行為の制限) 住居に供する建築物の建築	条4	